平成２３年度第２回岐阜県入札監視委員会議事録

平成２３年１２月２０日（火）
議会東棟３階　執行部控室

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

（質疑なし）

【抽出事案に関する質疑応答】

１　東濃西部送水幹線（小名田増圧ポンプ場電気（自家発）設備）事業工事【一般競争・総合評価】

委員：３者が失格判断基準を下回って失格となっているが､失格判断基準はどのような価格なのか。

説明者：この工事の失格判断基準は、県の規定により機器費の７５％、直接工事費の９５％、共通仮設費の９０％、現場管理費の７０％の合計額で計算している。

委員：技術所見が０点の業者があるが、よくあることなのか。

説明者：技術所見については、３つの項目を設定したが、経験のない業者は仕様書どおりの内容であり、評価できる内容ではなかった。

委員：失格判断基準は数量的な観点であるが、低入札価格調査は作文的な内容である。契約することが妥当かどうかについて、どのように判断しているのか。

説明者：調査調書に記載してあるとおり、資材については、エンジンは大手メーカーから購入予定であり、発電機盤も大手業者が製作予定であった。その他の各項目も問題はなかったため、契約することが妥当であると判断した。

委員：内訳書で差が付いている項目は機器費であり､落札者は予定価格の約７０％となっているが、他の入札者の率はどうだったのか。

説明者：機器費は、一番低い業者は約６３％、一番高い業者は約８２％となっており、この機器費で差が出ている。エンジンと発電機盤を含めた機器費の値引きが大きい。

委員：落札率が非常に低いのはなぜか。

説明者：主要機器の工場の稼働率が低いため、利益が少なくても工場を稼働させた方が良いという判断で、コストを削減して入札したという説明であった。

２　公共　道路災害復旧（応急本工事）【随意契約】

委員：「災害復旧（応急本工事）」は仮設ではないのか。災害が起きたとき、一度で工事するか２回に分けるかは、現場の状況を見て判断するのか。

説明者：今回の場所はもともとブロック積みと落石防止柵があったが、その上の表層が滑ったものである。土砂を除去して、法枠で押さえれば止めることができると判断できたので、法枠を含めて応急本工事とした。滑りが深く、調査をして設計する必要があるときは、仮工事と別で本工事を発注する場合もある。

委員：業者の選定は、土木事務所から災害時応援協力に関する地区協定を締結している建設業協会に連絡して、対応可能な業者を紹介してもらうのか。

説明者：現場に近く、すぐに人員や重機が出せる機動力のある業者である必要がある。

委員：この近辺での工事をやっている業者は３～４者あるのではないか。随意契約はルールに則った手続であれば問題はないが、どうしても入札率が高くなってしまう。随意契約の手順に縛られるのではなく、災害で緊急性があるとはいえ、３～４者に見積りを聞いたら、そこで競争が始まる。時間がないから随意契約になっているのであるとしても、見積りに少し時間を

かけてもいいのではないか。

説明者：業者からの見積りは当日に出してもらっている。

委員：慣れている業者なら、見積りにそれほど時間はかからない。本当に１社しかいないのか。この付近の状況を知っている他の業者にも声をかけることはできないのか。自分のお金を出すのなら、時間がなくてもあちこちに聞くと思う。

説明者：通常の工事と同じように、事務所で設計して予定価格を決めており、特別高いということはない。業者は仕様書に基づいて見積りをしている。

委員：随意契約の場合、価格について多少の交渉はあるのか。

説明者：予定価格より高ければ、再度見積りを取ることになる。

３　公共　復旧治山工事【一般競争】

委員：この工事は、１００円差で無効と落札に分かれている。どう違うのか。

説明者：最低制限価格の算定基準があり、公表されている。その価格で線引きをするため、１円でも下回れば無効となる。そのため、業者はシビアに積算している。

委員：最低制限価格と１００円差の入札は、偶然であるのか。

説明者：単価、歩掛かり、積算基準を公表している。市販の積算プログラムを利用している業者もあり、最低制限価格に近い金額を出すのは不可能ではない。

委員：上位３者と下位３者では百万単位で入札金額が違っている。

説明者：工事をどうしても取りたい業者が、最低制限価格の近傍価格で入札していると考えられる。

４　県営ため池防災対策事業　栃洞地区　第１号工事【指名競争】

委員：指名業者は、県内本店１者、県内営業所あり７者、県外２者となっているが、資格を有する業者はそれだけか。

説明者：このグラウト工事は大変特殊な工事である。グラウトの協会の名簿や、過去に指名実績のある業者から選定した。愛知県の業者であれば、岐阜県の資格者名簿に登載されている業者は他にもある。

委員：たまたま近くに営業所がある業者が落札したのか。

説明者：岐阜県内のため池は、東濃地区と可茂地区に集中しており、飛騨地区にはほとんどない。業者は現場のある地域に営業所を設けていると思われる。

委員：東日本大震災でため池の決壊が問題になったが、その後の点検によってこの工事が発注されたのか。

説明者：この工事は東日本大震災とは関係なく、ため池に漏水があるので改修することになっていたもの。

委員：辞退者と入札書不着が少し多い。

説明者：現場配置技術者が確保できなかったと聞いている。ため池のグラウト工事は特殊なので、経験を有する技術者でないとできないことが影響しているかもしれない。

５　公共　社会資本整備総合交付金事業（活力創出基盤整備）事業【一般競争・総合評価】

委員：入札参加者が非常に少ない。今回の入札参加資格に、参加者が少なくなるような制限があるのか。

説明者：公告時点で、土木事務所管内で参加可能な業者は単体で３１者ある。施工実績の条件では、同じく単体で２４者ある。ＪＶを組めば、３１者が参加できる。競争性は、応札可能者２０者以上としているため、この要件は確保している。

委員：今回の工事はそれほど特殊な工事ではないと思うが、管内には仕事が多かったのか。

説明者：管内では大きな工事が多く出ており、仕事が多いこともあったかもしれない。

委員：それにしても参加者が少ない。規定では、地域要件が圏域となっているのを、土木事務所管内に絞り込んだ理由は何か。

説明者：圏域にすると、隣接の土木事務所管内まで広がるが、隣接の土木事務所は地盤が良いので杭の実績のある業者が少ない。

委員：最近、新しい橋の建設は少ないので、業者はこの工事を取りたいと思うのではないか。

説明者：公共工事が減っているので、業者も技術者を絞っている。大きな工事は技術者の専任が必要なので、技術者の付けられる工事に絞って入札参加していると思われる。

委員：土木事務所管内では工事が多くても、他の管内では工事が少ない。事後公表の対象工事であるにしても、落札率があまりにも高い。工事は地元で受注した方がいいとは思うが、県全体で発注しているのであり、参加者を広げないと競争にならない。

６　県庁舎事務棟・議会西棟窓面遮熱塗装工事【指名競争】

委員：これだけ辞退が多いと、何のために多くの業者を指名したのかわからない。

説明者：遮熱塗装は、建築工事としては特殊である。辞退者に辞退理由を聞いたところ、他の工事が入っていた、現場が遠い、積算が予定価格を上回った等の理由であった。

委員：辞退理由は、どれかに集中しているわけではないのか。

説明者：辞退者１３者のうち、技術者が確保できないのが４者、他の仕事が入っているのが３者、予定価格超過が２者、現場が遠方であるのが２者、遮熱塗装の経験がないのが１者、遠方でかつ経験がないのが１者であった。

委員：特殊な資格が必要な工事ではない。県で、この施工ができる業者かどうか事前にわからないのか。

説明者：塗装も１種類ではないので、この塗装の施工ができるかどうかまではわからなかった。

委員：工事の特殊性、話題性、象徴性があるとして、本来１０者の指名業者数をわざわざ１５者にしたのに、ここまで辞退があると想定しなかったのか。

説明者：ここまで少ないとは想定していなかった。

委員：研修を受ければ施工できるのか。一般の建築業者は施工したことがないのではないか。施工不良になった場合やり直しとなる可能性があり、業者のリスクが高い。本来は、Ｃランクではできない工事だったのではないか。

説明者：施工業者は、塗料の販売元で研修を１～２日受ける必要があるが、基本的にはどこの業者でもできる工事である。ただし、溶剤を使うので、県庁の勤務時間中は作業ができず、夕方から深夜にかけての工事となるので、作業員の確保が難しかったかもしれない。

７　公共　社会資本整備総合交付金事業　岐阜美濃線（仮称）小島山トンネル工事
【一般競争・総合評価】

委員：このトンネルは特別大きくないが、最近のトンネル工事はＮＡＴＭ工法を採用するのか。

説明者：県のトンネル工事はＮＡＴＭ工法が一般的になっている。比較的地盤が弱いところでも施工が可能である。地山の状況をみながら掘っていけるメリットがある。

委員：通常の掘削より安価で安全ということか。

説明者：通常の掘削よりも安い。この現場は地盤が軟らかいので普通のＮＡＴＭ工法の掘削より少し高くなる。

委員：技術所見で、提案内容について優、良、可の評価となっているが、不可という評価もあるのか。

説明者：不可もあり得る。その項目は不採用として、理由を付けて通知する。不可の項目は評価の対象としていない。